



第387号

公益社団法人  
徳島県環境技術センター

発 行

徳島市津田海岸町2-33

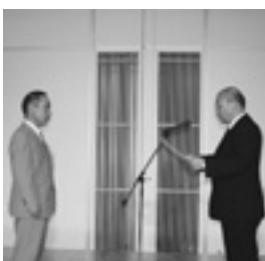
電 話 (088) 636-1234(代)

発行責任者 大坂 利弘

編集者 原岡 艶甲

## 第2回 定時社員総会を開催 大坂会長など新役員決まる

県環境技術センターは、平成24年5月25日徳島グランヴィリオホテルで、平成24年度（公益移行後第2回目）の定時社員総会を開催した。総会には、105名（委任状出席含む）が出席した。



松原会長が挨拶したあと、来賓のあいさつとして、斎藤副知事、原秀樹徳島市長、顧問の長尾哲見県議会議員からそれぞれご祝辞を頂いた。

続いて、ご出席いただいている来賓の方々を紹介し、祝電を披露したあと、松原会長が議長となり、議事に入った。

第1号議案の平成23年度事業報告及び収支決算報告について、議長が総会にその賛否を諮り、第1号議案は満場異議なく承認可決された。

次に任期満了に伴う役員改選が行われ、地区報告会で推薦された理事など、議案2についても満場異議な

## 全浄連の総会が開催

平成24年度全国浄化槽団体連合会第33回通常総会が、5月22日、東京都千代田区の東京会館で開催された。

上山会長の開会挨拶ののち、香川県浄化槽協会会長の山条氏が議長に選出され、議事を進めた。

議事では、平成23年度事業報告及び収支決算報告、平成24年度事業計画案及び収支予算案が審議され、いずれの議案も満場一致で承認可決された。

また今年度は役員改選の年にあたっており、新しい理事を選任、理事の互選で役員が選出され、上山健治

く承認可決し、理事12名（新任4名含む）及び監事2名が決定した。

また、議案終了後、次のみなさんに会長表彰状が授与された。

会長表彰等を受賞された方は次のとおり

(敬称略)

会員功労表彰	美馬 秀夫	(美馬商事株)
	斎藤 孝子	(斎藤産業株)
	森 浩志	(有)森清淨社
	庄野 清	(有)庄野水道工事店
	松島 清	(有)松島清掃社
従業員表彰	田原 健次	(株)田原工業
	大谷 恵司	(中筋建工株)
	黒田 京子	(株)アズマ四国
	亀 正義	(有)光清掃社
	樋口 雅信	(有)阿波池田浄化槽サービス
執行理事及び事務担当	池田 和士	(有)西沢建材センター
	山野井博之	(有)金沢水道
	大坂 利弘	(有)大坂建材
	井内 幸一	(有)井内清掃
	原岡 艶甲	(県環境技術センター)
常任理事	吉村 正	(有)吉村建材店
	川人 誠司	(県環境技術センター)
	藤田 芳男	(藤田商事株)
	庄野 清	(有)庄野水道工事店
	田村 茂人	(豊栄管理工業)
監事	吉岡 誠	(株)アズマ四国
	岡崎 光二	(有)阿波池田浄化槽サービス
	中筋 章聰	(中筋建工株)
	加納 叙男	(株)ハウステック
	眞鍋 清	(眞鍋公認会計士事務所)
理事	志摩 恭臣	(朝田啓祐法律事務所)



なお、会長及び副会長等の選任については、総会終了後に新理事・監事による理事会を開催し、次のとおり役付理事が決定した。

(敬称略)

執 行 理 事 及 び 事 務 担 当 者	会 長	大坂 利弘	(有)大坂建材
	副 会 長	井内 幸一	(有)井内清掃
	専務理事	原岡 艶甲	(県環境技術センター)
	常任理事財務担当	吉村 正	(有)吉村建材店
	常任理事事業担当	川人 誠司	(県環境技術センター)
理 事	藤田 芳男	(藤田商事株)	
	庄野 清	(有)庄野水道工事店	
	田村 茂人	(豊栄管理工業)	
	吉岡 誠	(株)アズマ四国	
	岡崎 光二	(有)阿波池田浄化槽サービス	
監 事	中筋 章聰	(中筋建工株)	
	加納 叙男	(株)ハウステック	
	眞鍋 清	(眞鍋公認会計士事務所)	
	志摩 恭臣	(朝田啓祐法律事務所)	

郎会長が再任された。

引き続いて式典が開催され、当センターの井内副会長、植松丈夫氏ほか、全国から76名の方が全浄連会長表彰を受賞された。

総会終了後、環境省浄化槽企画官の松田和久氏による「浄化槽行政の現状と課題」と題した、特別講演が行われ、業界へのメッセージが発信された。

全浄連会長表彰者（徳島県関係者）は以下のとおり

☆★☆★☆おめでとうございます☆★☆★☆

井内 幸一	副会長	: 環境大臣表彰受賞による会長顕彰
植松 丈夫	氏 (会員)	: 会長表彰受賞
藍原 芳典	(事務局)	: "
北野 政子	( " )	: 会長感謝状受賞

## 平成 23 年度 事業及び決算報告

総会で承認された平成 23 年度事業及び決算報告は次のとおり

### <法定検査事業>

7 条検査数	1,988 基
11条検査数	60,935 基
計	62,923 基 (7 月～3 月)

### <督促状発送事業>

センター督促総数	107,191 基
受検数	4,539 基
県民局督促総数	58,280 基
受検数	3,730 基

### <那賀町一括契約数>

1,986 基のうち 861 基 (43.4%) の契約が完了し昨年度から 183 基が増加した。

### <浄化槽設置届受付事業>

設置計画書（又は届出書）については、長引く不況の中、2,876 基（7 月～3 月）の新規浄化槽の設置届を受付した。

### <機能保証事業>

機能保証登録申請書の受付数は、1,378 基（7 月～3 月）を受付、保証対象浄化槽として登録した。

### <講習会・研修会事業>

浄化槽教室の開催（54 回）や、浄化槽施工技術講習会及び維持管理技術講習会、行政担当者を対象とした研修会などについても積極的に開催した。

### <水質保全事業>

上勝町の植樹活動や環境の日の啓発活動、子どもを

対象とした環境学習や「とくしま動物園」での啓発、及び浄化槽の日のポスターコンクールなどを実施し、県民に徳島の水環境保全を呼びかけた。

### <計量証明事業>

事業所排水の検査など 2,819 件の分析を実施した。

### <その他の事業>

会員事業としては、地区報告会や施工技術委員会、保守点検清掃委員会や管理士会及び設備士会と協賛で技術講習会などを開催した。

### <23 年度決算（7 月～3 月）>

平成 23 年度の法人全体の当期正味財産増減額は、13,211,305 円となった。また、23 年度末正味財産残高は貸借対照表のとおりである。

## 貸借対照表

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

【単位：千円】

科 目	金 額
I 資産の部	
流動資産合計	214,310
固定資産合計	393,034
<b>資産合計</b>	<b>607,344</b>
II 負債の部	
流動負債合計	121,102
固定負債合計	161,346
<b>負債合計</b>	<b>282,448</b>
III 正味財産の部	
指定正味財産合計	0
一般正味財産合計	324,896
正味財産合計	324,896
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>607,344</b>

※詳細は総会資料又は HP をご覧下さい。

## 第4回定時理事会開催

県環境技術センターは、5 月 11 日、センター事務所において、第 5 回定時理事会を開催し、①第 2 回定時社員総会に付すべき提案の承認及び総会の開催日時・開催場所・総会での提案議題を承認した。

その後、総会において表彰する会長表彰者 13 名（会員功労者 6 名・会員事業所従事者表彰者 6 名及びボランティア表彰者 1 名）を決定した。

また、各地区から推薦された施工技術委員 9 名・保

守点検清掃委員 9 名・環境広報委員 9 名を承認決定した。

### 保守点検・清掃委員会

(順不同)・(敬称略)

中川 幸彦	(有)ユニペック	徳島
神戸 克佳	(有)たいち	徳島
眞貝 浩司	(有)マルシンクリーン	鳴門
吉本 公一	(有)三共クリーン	小松島
田中 勝	(有)田中清掃	阿南
関口 勲	(有)山川清掃	阿北
岩本 英司	株岩本総業	美馬
岡崎 光二	(有)阿波池田浄化槽サービス	三好
坂本 裕章	坂本設備工業株式会社	海部

### 環境広報委員会

(順不同)・(敬称略)

美馬 秀夫	美馬商事(株)	徳島
中川 弘	(有)エスピック工業	徳島
山田 実	(有)山田水道	鳴門
森本 廣	(有)森本建材店	小松島
森 玄 徳	(有)森清淨社	阿南
松島 清	(有)松島清掃社	阿北
和田 敏行	黒石屋和田金物店	美馬
大森 彦人	阿波バーナー商会	三好
乃一 吉男	丸乃木材(有)	海部

### 施工技術委員会

(順不同)・(敬称略)

高尾 重良	(株)ユニペック	徳島
田中 幸夫	(有)田中設備工務店	鳴門
庄野 章夫	(株)庄野建材店	小松島
四宮 勢一	(有)四宮水道工業所	阿南
寺井 孝治	テライ設備機器(有)	阿北
岩井 治	(有)イワイ	美馬
田原 健次	(株)田原工業	三好
木本 敬道	(有)三幸電気設備	海部
田中 幸典	(株)ダイキアクシス	メーカー

## 「標準契約」順調な滑り出し

本年度4月から浄化槽維持管理の標準契約がスタートし3ヶ月が経過した。準備期間がほとんどなかったため、当初大きな混乱が予想されていたが、現時点では、ほぼ順調にスタートが切れたといえる。

これは、県環境整備課が各業界へ周知依頼文書を出したこと、また、センターの松原前会長をはじめとする役員が、建設業界、設備・水道関係等の団体等をくまなく回り、理解を求めたことが奏功したと思われる。

但し、同時にメーカー施工関係者から維持管理業界に対する意見や要望が多く寄せられていたため、センターの藍原・川原・宮内の3課長が、保守点検業者、清掃業者を個別に訪問、標準契約に関し、契約方法や実際の運用について、再度詳しく説明するとともに、メーカー・施工業者との相互の連絡・連携を依頼した。

そもそも、この契約制度は、以前から県に出されていた『保守点検や清掃を徹底するシステムを』との業界からの要望や、『法定検査を受けていないのは不公平』という県民の声を受け、検討がなされた結果、導

入されたものである。

設置数が18万基近くある徳島県で、現在の行政担当者だけで、その維持管理を指導徹底することは、ほぼ不可能である。また、業界もこれまで十分な連携が図られず、施工事業者・保守点検事業者・清掃事業者が、それぞれ自らの営業に有利となる様な説明をしていましたが、不適正な維持管理の一因になっていた。

今回の標準契約導入を契機として、県と業界、そしてその業界内でもそれぞれの事業者（施工・保守点検・清掃・検査）が連携を図り、どの業種でも、誰に聞いても、『点検が必要』『清掃は年1回以上必要』『検査も受けなければならない』として、設置者に説明することにより、この制度が定着するものと思われる。

今、我々浄化槽に携わる者には、なによりも法律遵守の姿勢が強く求められている。

### 標準契約にあたってのお願い

#### 施工会員の皆様へ

契約を代行される場合は、設置者に対し、保守点検・清掃・法定検査の趣旨や意義について、十分にご説明ください。

#### 保守点検会員の皆様へ

- ①使用開始前に第1回目の点検を実施してください。
- ②点検票（2回目）と管理カードを送ってください。
- ③点検の際には、設置者に契約に基づき『清掃』と『検査』にくることをあらかじめお知らせください。
- ④清掃予定日は、清掃事業者と事前に十分に連絡を取り合い、契約が完全に履行されるようにしてください。

#### 清掃会員の皆様へ

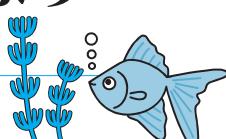
- ①契約書が、お手元に届いたとき、および清掃月の1か月～2ヶ月前には、設置者に一報を入れてください。
- ②契約が守られるよう、日頃から保守点検事業者と十分にコミュニケーションを取ってください。
- ③清掃実施後は、清掃の記録票を送ってください。

※その他標準契約マニュアルを参考にして下さい

## 事務局だより

### 法定検査のお知らせ

次の日程で法定検査を実施します。



#### ○11条検査（移行検査）

日程：平成24年7月2日～8月10日  
地区：徳島市・藍住町・北島町・板野町・上板町・石井町・神山町・佐那河内村・阿波市・吉野川市・美馬市・つるぎ町・阿南市南部地区・海部郡全域

#### ○7条検査

日程：平成24年7月2日～8月10日  
地区：徳島市内・藍住町・北島町・上板町・石井町・神山町・佐那河内村・阿南市・海部郡

# 浄化槽管理士会・設備士会が総会開催。



## ■ 管理士会総会

徳島県浄化槽管理士会（会員96名）は、4月24日(火)徳島ワシントンホテルプラザで、平成24年度通常総会を開催した。総会には会員73名が出席（委任状含む）し、美馬秀夫会長の開会挨拶の後、県環境総局環境整備課長藤川隆氏、センター松原会長が祝辞を述べた。

高橋副会長の司会で、出席者の確認をした後、議事に入った。

第1号議案「平成23年度事業報告及び収支決算報告について」、続いて、第2号議案「平成24年度事業計画案及び収支予算案について」は全て満場一致で承認可決された。

美馬会長は、「会員が徐々に増加している中、会員の技術向上を目的とした研修、会員間の親睦、共に両立できるよう、経費とのバランスをとりながら充実していきたい」と述べた。

## ■ 設備士会総会

また、県浄化槽設備士会は、6月1日(金)徳島県環境技術センター4階会議室で平成24年度通常総会を開催し、55名が出席（委任状含む）した。

大坂会長代行による開会挨拶の後、県環境技術センターの原岡専務理事より来賓祝辞を述べた。その後、司会者が出席者の確認を行い、議事に入った。

第1号議案「平成23年度事業報告及び収支決算報告について」は満場一致で承認され、第2号議案「平成24年度事業計画案及び収支予算案」も同じく満場一致で承認された。

第3号議案「任期満了に伴う役員改選」では、新役員の選任を行い、次のとおり、新しく理事・監事が就任した。

会長：中西 俊光  
副会長：北島 義治  
会計理事：四宮 勢一  
理事：大西一良、大森彦人、中内猛博、森本 廣、久保正昇、井内孝明、田原典郎  
監事：平坂公一、松本英昭  
顧問：大坂利弘

最後に新たに会長に就任した中西会長は、「設備業界の発展の為に、理事ならびに会員の皆様のご協力をお願いします」と挨拶をし総会を閉会した。

## 水質計量便り

「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」が5月25日施行されました。

主な内容は、以下のとあります。

### ①有害物質の追加（第2条関係）

工場または事業場から公共用水域に排出される水の排出、地下浸透水の浸透等の規制対象となる人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として、トランヌー1, 2ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー・1, 4ジオキサンの3項目が追加されました。

### ②指定物質の追加（第3条の3関係）

工場または事業場における事故により、公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であって、引き続く排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるものとして、クロム及びその化合物（六価クロム化合物は除く）・マンガン及びその化合物・鉄及びその化合物・銅及びその化合物・亜鉛及びその化合物・フェノール類及びその塩類が追加されました。

### ③特定施設の追加（別表第1関係）

有害物質を排出する施設として、界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1, 4ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く）及びエチレンオキシド又は1, 4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）が追加されました。

特定施設の施設管理ご担当の方は、ご注意お願いします。

※1, 4-ジオキサン

環境中では分解しにくいといわれてあり、動物に対して急性毒性が認められています。

また国際がん研究機関により、人に対する発がん性が疑われる物質に分類されています。

by koizumi